

財形形成期日指定定期預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは、1口千円単位とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を6か月に1回以上通知します。

2. (預金の種類・期間等)

この預金は、預入日の1年後の応答日を据置期間満了日、3年後の応答日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3. (自動継続等)

- (1) この預金(第6条による一部解約後の残りの預金を含む)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 前項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて一口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 継続された預金についても前2項と同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申出てください。

4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に次項以下に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円単位の金額で指定してください。
- (3) 満期日は前項に準じて、この口座の預金残高の全部または、一部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 第2項または第3項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 第2項または第3項により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとに預入日(継続したときはその継続日)から満期日(継続するときは最長預入期限)の前日までの期間について、預入日(継続したときはその継続日)現在における店頭掲示の預金利率表記載の次の利率を用いて1年複利の方法で計算します。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合……1年定期預金利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合……2年定期預金利率
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の第1項の利息(継続

を停止した場合の利息を含む)は満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 継続された預金の利息についても前2項と同様の方法によります。ただし利率は、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。

(4) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および財形預金共通規定第7条第2項の規定により解約する場合は、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間について預入日現在における店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算しこの預金とともに支払います。

(5) この預金の付利単位は、100円とします。

6. (預金の解約・書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、財産形成預金ご契約の証とともに当店へ提出してください。

(3) 前項の預金を解約するときの手續きに加え、当該預金を解約することについて正当な権限を有することを確認するため本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

(4) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円単位の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで預入日から解約日までの日数が多いものからこの預金を解約します。

(5) 前項の順序で最後に解約することとなった預金については、次により解約します。

①その預金が据置期間中の場合またはその預金が1万円未満の場合は、その預金全額。

②その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は次の金額。

a. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円

b. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、1万円単位の金額。

7. (財形預金共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか「財形預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)